

議第 3 8 号

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年呉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>付則</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 4 条 法第 1 1 1 条第 2 項の規定により介護医療院に置くべき医師，看護師，介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は，次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>(6) 栄養士 入所定員 1 0 0 以上の介護医療院にあつては，1 以上</p> <p>(7) ～(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 介護医療院の従業者は，専ら当該介護医</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p><u>第 7 章 雑則（第 5 5 条）</u></p> <p>付則</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 介護医療院は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 介護医療院は，介護医療院サービスを提供するに当たっては，法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 4 条 法第 1 1 1 条第 2 項の規定により介護医療院に置くべき医師，看護師，介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は，次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>(6) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> 入所定員 1 0 0 以上の介護医療院にあつては，1 以上</p> <p>(7) ～(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 介護医療院の従業者は，専ら当該介護医</p>

療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5～7 略

（介護医療院が有すべき施設）

第5条 略

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 診察室 次に掲げる基準

ア・イ 略

(3)～(10) 略

3 略

（構造設備の基準）

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。）とすることができる。

療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5～7 略

（介護医療院が有すべき施設）

第5条 略

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 診察室 次に掲げる基準

ア・イ 略

ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。

(3)～(10) 略

3 略

（構造設備の基準）

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。）とすることができる。

ア 略

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第32条の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 略

(2)・(3) 略

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5)～(8) 略

2 略

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 略

2～5 略

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を

ア 略

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第32条第1項の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条第1項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 略

(2)・(3) 略

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5)～(8) 略

2 略

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 略

2～5 略

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を

図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) ・ (3) 略

7 略

(施設サービス計画の作成)

第17条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) ・ (3) 略

7 略

(施設サービス計画の作成)

第17条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得たものに限る。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体

(運営規程)
第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) ～(6) 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第30条 略

2 略

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) ～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第30条 略

2 略

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従

(非常災害対策)

第32条 略

(衛生管理等)

第33条 略

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略

3 略

(揭示)

第35条 略

い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第32条 略

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 略

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 略

3 略

(揭示)

第35条 略

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) ・(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 略

(基本方針)

第44条 略

2 略

に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) ・(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 略

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第44条 略

2 略

3 ユニット型介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第11

8条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条 略

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 療養室

(ア) 略

(イ) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 1の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ)～(キ) 略

イ～エ 略

(2) 診療室

ア・イ 略

(3)～(5) 略

第45条 略

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 療養室

(ア) 略

(イ) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の療養室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ)～(キ) 略

イ～エ 略

(2) 診療室

ア・イ 略

ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。

(3)～(5) 略

3 略

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 略

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第54条において準用する第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 略

(2) ～(8) 略

5 略

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 略

2～7 略

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図

3 略

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 略

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条第1項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第54条において準用する第32条第1項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 略

(2) ～(8) 略

5 略

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 略

2～7 略

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ

ること。

(2) ・ (3) 略

9 略

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～ (7) 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第52条 略

2・3 略

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定す

いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) ・ (3) 略

9 略

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～ (7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第52条 略

2・3 略

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、第30条の2及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項

る運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的な方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則

(呉市手数料条例の一部改正)

付 則

第11条 呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2に次のように加える。

27 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	1件につき	63,000円
28 介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	33,000円
29 介護医療院の変更の許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴うものに限る。）	1件につき	33,000円

第11条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第7号イ及び第45条第2項第5号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなけれ

ば」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第45条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入居者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院は、新条例第4条第1項第3号及び第4号、第7項第2号並びに第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第6条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の療養室であって、この条例による改正前の呉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第45条第2項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

第7条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第9条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(提案理由)

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。

